

「審査事務規程」(平成14年7月1日検査法人規程第11号)改正新旧対照表

平成15年5月1日施行

新	旧
<p>第3章 自動車の審査(技術関係その1)</p> <p>3-1(不適切な補修等)</p> <p>次の各号に掲げる補修等を行った自動車は、保安基準に適合しないものとする。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) <u>緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火(赤色以外のものを含み、教習用二輪車に備える教習用灯火を除く。)</u>であって当該灯火に係る電球、すべての配線及び灯火器本体(カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。)が取り外されていないもの</p> <p>(8) <u>不点灯状態にある灯火(速度表示装置及び(7)の灯火を除く。)</u>であって、当該灯火に係る電球及びすべての配線がとりはずされていないもの</p> <p>(9)~(11) (略)</p> <p>附 則 (平成15年4月23日検査法人規程第2号)</p> <p><u>この規程は、平成15年5月1日から施行する。</u></p>	<p>第3章 自動車の審査(技術関係その1)</p> <p>3-1(不適切な補修等)</p> <p>次の各号に掲げる補修等を行った自動車は、保安基準に適合しないものとする。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) <u>保安基準に適合しない灯火器(速度表示装置及び教習用二輪車に備える教習用灯火を除く。)</u>であって、電球、配線及び灯火器本体(カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。)が取り外されていないもの</p> <p>(8)~(10) (略)</p>